

## 一般粉じん発生施設の構造等に関する基準

	一般粉じん発生施設	構造等に関する基準
1	コークス炉	<p>1. 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。</p> <p>2. 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの一般粉じん処理をする集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。</p> <p>3. 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。</p>
2	鉱物又は土石の堆積場	<p>一般粉じんが飛散するおそれがある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号の一に該当すること。</p> <p>1. 一般粉じんが飛散しにくい構造の建物内に設置されていること。</p> <p>2. 散水装置によって散水が行われていること。</p> <p>3. 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>4. 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。</p> <p>5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア	<p>一般粉じんが飛散するおそれがある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号の一に該当すること。</p> <p>1. 一般粉じんが飛散しにくい構造の建物内に設置されていること。</p> <p>2. コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に第三号または第四号の措置が講じられていること</p> <p>3. 散水装置によって散水が行われていること。</p> <p>4. 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
4	粉砕機又は摩砕機	<p>次の各号の一に該当すること。</p> <p>1. 一般粉じんが飛散しにくい構造の建物内に設置されていること。</p> <p>2. フード及び集じん機が設置されていること</p> <p>3. 散水装置によって散水が行われていること。</p> <p>4. 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
5	ふるい	4「破砕機及び摩砕機」に同じ